

年 月 日

登園届

大崎ひまわり保育園 園長宛

園名 大崎ひまわり保育園

保護者名

園児氏名

生年月日

年 月 日生

病名

(医療機関名) _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日受診) において、
_____ 年 _____ 月 _____ 日より、集団生活に支障がないと判断されましたので、登園いたします。

【登園届が必要な感染症】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過したもの
麻疹 (はしか)	発症前1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過するまで
水痘 (水ぼうそう)	発疹出現1～2日前から痂皮ができるまで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺・顎下線・舌下線の腫脹が出現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹出現の7日前から7日後程度	発疹が消失したもの
ア デ ノ ウ ィ ル ス 咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱・充血等の症状が出現した数日間 (目と喉の症状)	発熱、充血などの主な症状が消失した後2日経過したもの
流行性角結膜炎	充血・目やに等の症状が出現している数日間 (目の症状)	感染力が強いため、結膜炎の症状が消失していること
※アデノウィルスと診断されたが上記2点ではなかった場合は、その旨担任にお伝えください。		
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること、または適正な抗菌薬による5日間の治療が終了したもの
腸管出血性 大腸菌感染症 (0-157・0-26・0-111等)		症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によりいずれも菌陰性が確認されたもの

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

※ この用紙は、**すべて保護者が記入し、提出**していただくものです。

感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが一日快適に生活できますよう、ご協力をお願いいたします。

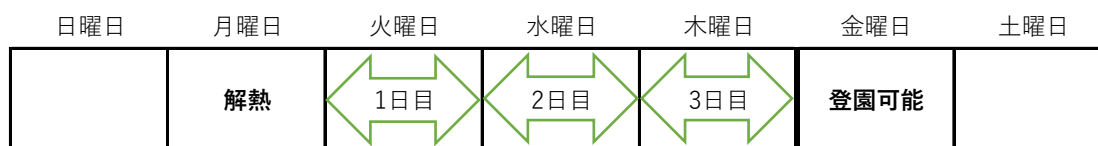
※ **登園した際にまだ感染の恐れがあると思われる場合には、再度お休みをしていただくか、または診断書の提出を求める場合がございます。**

<参考：出席停止期間の算定について>

出席停止期間の算定では、解熱などの減少がみられた期間には算定せず、その翌日を一日目とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は期間には算定せず、火曜日（1日目）、水曜日（2日目）および木曜日（3日目）の3日間を休み、金曜日から登園可能ということになります。

図1 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方



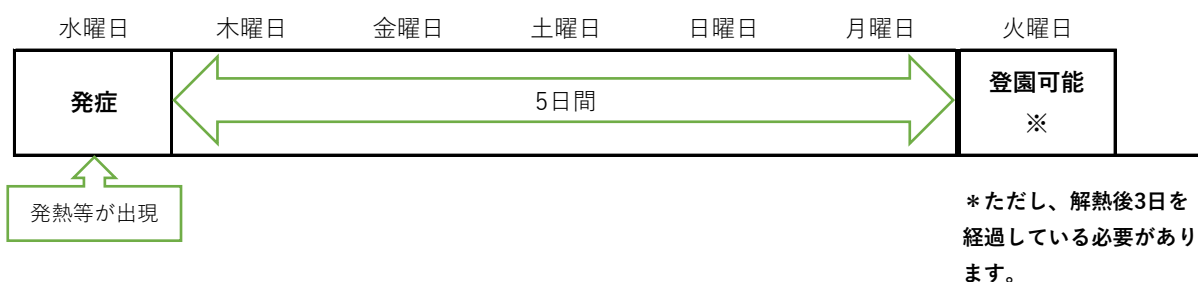
また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」という時の「発症」とは、一般的には「発熱」のことを指します。

日数の数え方は上記同様に、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、その翌日から1日と数えます。（図2）

「発熱」がないにも関わらずインフルエンザと診断された場合は、インフルエンザにみられるような何らかの症状がみられた日を「発症」した日と考えて判断します。

なお、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」であるため、この両方の条件を満たす必要があります。

図2 インフルエンザに関する出席停止期間の考え方



厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より